

運転技能検査の見直しに関する有識者検討会 開催趣旨書

我が国における令和 7 年中の交通事故による 24 時間以内の死者数は 2,547 人であり、1 万 6,765 人が死亡した昭和 45 年と比較すると 6 分の 1 以下まで減少し、現行の交通事故統計となった昭和 23 年以降で最少となるとともに、6 年連続で 3,000 人を下回った。

しかし、第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日中央交通安全対策会議決定）において掲げられていた「令和 7 年までに 24 時間死者数を 2,000 人以下とする」という目標を達成することはできず、今なお多くの尊い命が交通事故で失われているという状況には変わりがない。特に、高齢運転者による交通事故は後を絶たず、依然として厳しい交通事故情勢にあるといえる。

このような情勢を踏まえ、警察庁は、これまで道路交通法を改正するなどして高齢運転者による交通事故防止を図るための様々な施策を講じてきたところであり、その一つとして、令和 4 年 5 月からは、75 歳以上の者であって一定の交通違反歴を有するものは、運転免許証等の更新に当たり、都道府県公安委員会による運転技能検査の受検が義務付けられている。

この点、施行から約 4 年が経過した運転技能検査に関し、特定の期間における運転技能検査の合格者の交通事故等について追跡調査を実施したところ、運転技能検査の合格者 10 万人当たりの交通事故件数等は、運転技能検査を受検せずに運転免許証等の更新をした 75 歳以上の者 10 万人当たりの交通事故件数等より多いこと等が明らかとなり、運転技能が低下して交通事故を起こす可能性が高い者が運転技能検査に合格していることがうかがわれる状況にあることから、運転技能検査の内容の充実等を図る必要があると認められた。

本有識者検討会は、こうした状況を踏まえ、警察庁交通局において、様々な専門家の意見を伺いながら、高齢運転者による交通事故の更なる抑止を図るため、運転技能検査の内容の充実に係る方向性等について、幅広い観点から検討することを目的として開催するものである。

なお、本有識者検討会の事務局は、警察庁交通局運転免許課に置くこととする。